

川越市建設工事標準請負契約約款第30条第4項ただし書の運用について

川越市建設工事標準請負契約約款第30条第4項ただし書の規定の運用については、下記のとおりとする。

記

川越市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第30条においては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、同条第4項ただし書の規定により、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとしている。

約款第30条第4項ただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容は、以下のとおりとする。

なお、約款第30条第2項において、同条の対象となる「損害」の範囲から、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害及び約款第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分は除かれていること、及び約款第30条第4項ただし書で言う「災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害」とは自然災害に起因する損害に限定されることに留意する必要がある。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
- 2 川越市が災害復旧工事として発注する工事
- 3 発災直後の災害応急対策等であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示^{※1}により対応する工事
- 4 発災直後の災害応急対策等であって、維持管理契約^{※2}内で発注者の指示^{※1}により対応する工事

※1 約款第30条第4項ただし書の規定の適用を受ける工事であることを事後的に確認することを可能とするため、発注者から受注者に対し指示を行ったことがわかる書面を保管することとする。なお、当該書面には、3及び4の工事において、災害応急対策又は災害復旧に関する工事とは認められない工事については、約款第30条第4項ただし書が適用されない旨を明記すること。

※2 維持管理契約とは、例えば次に掲げるものが挙げられる。

（1）道路に係る維持管理

舗装修繕、路面清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡回、施設点検、応急処置その他の道路維持・道路修繕に係る工事等

(2) 河川に係る維持管理

舗装修繕、清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡視、施設の点検・操作、応急処置その他の河川維持・河川修繕に係る工事等

(3) 除雪

除雪、運搬排雪、凍結防止、巡回・状況調査等

(4) 災害応急対応

情報連絡体制の構築、協力体制の編成、資機材保有状況の把握、発災時の被害情報収集、危険箇所の表示、障害物の除去その他の緊急性の高い応急復旧工事等

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行し、適用する。